

検証声明書

川崎汽船株式会社 本社及び主要連結子会社

一般財団法人日本海事協会（以下「当会」という）は、川崎汽船株式会社（本社所在地：東京都千代田区内幸町二丁目1番1号、以下「申請者」という）からの申請に基づき、2025年度（2025年1月1日～2025年12月31日）の直接的排出量(スコープ 1)、エネルギー起源の間接的排出量(スコープ 2)、その他バリューチェーンからの間接的排出量(スコープ 3)を対象とした「サプライチェーン排出量 算定報告書 2026年4月1日版（以下、算定報告書という）」の検証業務を行った。

対象事業場：申請者の本社、国内・海外の主要連結子会社（本社1社、連結子会社46社）、及び申請者及びその主要連結子会社が運航する外航船及び内航船

適用活動境界：GHG 排出量算定の組織境界は「支配力基準」(Control Approach)とし、「経営支配方式」(Operational Control)を適用している。対象GHGは、上記事業場における申請者の事業活動に伴うCO₂排出量のみとし、それ以外のGHGは対象外としている。

適用規格：

1. JIS Q 14064-1:2023 (ISO14064-1:2018)
2. JIS Q 14064-3:2023 (ISO14064-3 : 2019)
3. 申請者のサプライチェーン排出量 算定手順書 2026年4月1日版
(準拠した排出量定量化方法)
 - (1) GHG Protocol
 - (2) 地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）及びその付属書
 - (3) IMO MARPOL 条約 付属書 VI
 - (4) 環境省；サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量算定のための排出原単位データベース(Ver 3.5)
 - (5) カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム 基本データベース ver. 1.01
 - (6) DEFRA GHG Conversion Factors 2025
 - (7) 日本産業廃棄物処理振興センター「産業廃棄物の種類ごとの集計単位と重量換算係数 Ver.1.5」
 - (8) IEA Emission Factor (2025)

保証水準と重要性：

限定的保証（重要性の閾値は検証員の専門的判断による）

検証手続：

当会の検証は、申請者のサプライチェーン排出量 算定手順書及び ISO14064-1:2018 の規定を参照して算定され、報告書に記載された GHG 排出量について、限定的保証を提供するために、ISO14064-3 : 2019 に従って実施された。上述の準拠した排出量定量化方法は、ISO14064-1 が要求する「定量化の方法」として選択されたもので、モニタリング方法や算定に係る部分のみが適用されている。

結論を得るため、当該検証業務はサンプリング手法を用いて、次の事項を含んで実施された。

- 申請者の本社におけるサイト訪問
- 上記サイトでの排出源の確認、情報管理、GHG 排出量データの集計、情報の管理プロセスのレビューに係わる主な担当者へのインタビュー及び証憑書類との突合
- GHG 排出量報告書に含まれている GHG 排出実績データ・情報について、本社における集計と訪問したサイトで入手可能な情報源との整合の検証
- 外航船及び内航船の構造（船種毎）及び排出源データのレビュー
- Bunker Delivery Note の QA/QC システム、補油時のダブルチェック体制のレビュー

GHG インベントリ：申請者の GHG 排出量、エネルギー消費量は以下、表 1,2,3 及び 4 の通りである。

表 1: GHG Protocol 区分：2025 年度の GHG インベントリの要約 (tCO₂e)

検証対象 GHG 排出量(カテゴリー)	tCO ₂ e
直接的な GHG の排出量 (スコープ 1)	6,835,473
外部供給のエネルギーからの間接的な GHG の排出量 (スコープ 2;ロケーション基準)	10,261
外部供給のエネルギーからの間接的な GHG の排出量 (スコープ 2;マーケット基準)	4,656
その他の間接的な GHG の排出量 (スコープ 3)	4,593,911
カテゴリー1. 購入した物品・サービス	62,405
カテゴリー2. 資本財	42,078
カテゴリー3. スコープ 1,2 に含まれない燃料及びエネルギー関連活動	411,172
カテゴリー5. 事業から出る廃棄物	1,839
カテゴリー6. 出張	673
カテゴリー7. 雇用者の通勤	2,435
カテゴリー13. リース資産 (下流)	446
カテゴリー15. 投資	4,072,864
合計 GHG 排出量 (スコープ 2 はマーケット基準による)	11,434,040

*スコープ 2 (ロケーション基準とマーケット基準) は GHG プロトコルスコープ 2 ガイダンスの定義に基づく。

表 2: ISO 14064-1 区分：2025 年度の GHG インベントリの要約 (tCO₂e)

検証対象 GHG 排出量(カテゴリー)	tCO ₂ e
直接的な GHG の排出量 (カテゴリー 1)	6,835,473
外部から供給されたエネルギーからの間接的な GHG の排出量 (カテゴリー 2;ロケーション基準)	10,261
外部から供給されたエネルギーからの間接的な GHG の排出量 (カテゴリー 2;マーケット基準)	4,656
輸送による間接的な GHG の排出量 (カテゴリー 3)	3,108
使用した製品からの間接的な GHG の排出量 (カテゴリー 4)	517,494
出荷された製品の使用に付随する間接的な GHG の排出量 (カテゴリー 5)	4,073,310
合計 GHG 排出量 (スコープ 2 はマーケット基準による)	11,434,040

*スコープ 2 (ロケーション基準とマーケット基準) は GHG プロトコルスコープ 2 ガイダンスの定義に基づく。

表 3：船舶用バイオ燃料からの GHG 排出量 (tCO₂e)

検証対象 バイオ燃料からの GHG 排出量	tCO ₂ e
Outside of scopes (バイオ燃料使用に伴う GHG 排出量)	46,808

表 4：カーボン・オフセット量 (tCO₂e)

検証対象 カーボン・オフセット量	tCO ₂ e
カーボン・オフセット量	9.8

GHG データの管理責任：

申請者は報告書の作成と開示されたデータ及び情報管理の効果的な内部統制の維持に対して責任を有する。また、当会の責任は、申請者との契約に従い、「算定報告書」に対する検証業務を実施することである。「算定報告書」は、最終的に申請者に承認され、引き続き申請者の責任の下にある。

検証意見：

上記の検証手続により、当会は意見表明の為の合理的な基礎を得たと判断しており、「算定報告書」のスコープ 1,2,3 排出量は、上記適用規格を参照して作成されており、算定手法及び結果において重要性の観点から誤りであるとの事実は検出されなかった。なお、当会と申請者の間において利害相反は無い。

2026年4月24日

一般財団法人 日本海事協会
認証本部長

柴戸 博

柴戸 博

一般財団法人 日本海事協会
環境部 GHG 主任検証員

堂園 吉彦

堂園 吉彦

*この検証証明書は、申請者の算定システム全般を審査対象としておりますが、算定システムの適切性を保証するものではありません。